

令和4年涌谷町議会定例会3月会議（第5日）

令和4年3月11日（金曜日）

議事日程（第5号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 諸般の報告

1. 議会運営委員会委員の辞任について

1. 議会運営委員会委員の選任について

1. 議案第19号 令和4年度涌谷町一般会計予算

1. 議案第20号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第21号 令和4年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第22号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第23号 令和4年度涌谷町水道事業会計予算

1. 議案第24号 令和4年度涌谷町下水道事業会計予算

1. 議案第25号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算

1. 議案第26号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計予算

1. 議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算

1. 議案第 1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 2号 「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、平和的解決を求める意見書」の提出について

1. 請願・陳情

1. 休会について

1. 散 会

追加日程第1号

1. 議案第28号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第2号

1. 議案第29号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3号

1. 議案第30号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第4号

1. 議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第5号

1. 議案第32号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第15号）

追加日程第6号

1. 議案第33号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

追加日程第7号

1. 議案第34号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	11番	大泉 治 君
12番	鈴木 英雅 君	13番	後藤 洋一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 稔雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課参事兼課長	高橋 貢 君	総務課 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課参事兼課長	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税 務 課 長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	国民健康保険病院事務 長	吉名 正彦 君
国民健康保険病院総務管理課長	阿部 雅裕 君	福 祉 課 長	木村 智香子 君
福 祉 課 子育て支援室長	佐藤 明美 君	健 康 課 長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建 設 課 長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩 淵 明 君	会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君
農業委員会会長	畑 岡 茂 君	農業委員会事務局長	菊池 茂 君
教育委員会教育長	柴 有 司 君	教育総務課長 兼給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	鈴木 久美子 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	荒木 達也	総 務 班 長	金山 みどり
---------	-------	---------	--------

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会の審議、大変ご苦労さまでございました。

◇

◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

◇

◎諸般の報告

○議長（後藤洋一君） この際、報告をいたします。

総務産業建設常任委員会の構成に変更がありましたので、委員長から報告いたさせます。委員長。

○総務産業常任委員長（大泉 治君） 総務産業建設常任委員会前副委員長の鈴木英雅委員から、令和4年3月7日付で、委員長に対し副委員長の辞任願が提出されました。このことを受けて、令和4年3月8日開催の常任委員会において、委員会条例第12条に基づき、辞任を許可いたしました。当日、新たに副委員長をご選任いたしましたので、ご報告申し上げます。

副委員長に佐々木敏雄委員が選出されました。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

ただいまの報告に伴い、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、順番を変更して直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、順番を変更して直ちに議題とすることに決しました。

◎議会運営委員会委員の辞任について

○議長（後藤洋一君） 議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木英雅君の退場を求めます。

〔10番 鈴木英雄議員 除斥〕

○議長（後藤洋一君） 令和4年3月7日、鈴木英雅君から一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、鈴木英雅君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

〔10番 鈴木英雄議員 着席〕

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員が1名欠員となりましたので、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。



◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（後藤洋一君） 議会運営委員会委員に、例により、佐々木敏雄君を指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に佐々木敏雄君を指名することに決しました。

休憩します。

休憩中に、議会運営委員会、副委員長を選任を行います。議会運営委員会の委員の方々は、これより、委員会を開催し、副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時09分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

議会運営委員長から互選の結果を報告願います。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大泉 治君） 議会運営委員会の副委員長の互選を行い、新たに副委員長を選任いたしましたので、ご報告申し上げます。

副委員長には杉浦謙一君を選出いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。



◎議案第19号から議案第27号の採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、議案第19号 令和4年度涌谷町一般会計予算から日程第9、議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会杉浦委員長から審査結果の報告を求めます。委員長。

○予算審査特別委員会委員長（杉浦謙一君） 皆さん、おはようございます。それでは、審査結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 令和4年度涌谷町一般会計予算から議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算の9件を審査いたしました。いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、議事録を添えて報告をいたします。

以上です。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございます。

ただいまの予算審査特別委員会杉浦委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、各会計ごとの討論は予算審査特別委員会で行っておりますので、一括討論といたします。6番稲葉 定君。（「反対」の声あり）ほかにございませんか。では、賛成の討論を求めます。6番、稲葉 定君。反対の討論を求めます。

○6番（稲葉 定君） 反対討論を申し上げます。

一般会計の中で、歳入の地域振興公社への貸付金返還金の計上がございましたけれども、現況での返済はほぼ実現できないのではないかという感触を持ちました。そもそも地域振興公社設立のときに遡れば、最初から設立した公社に負債の重圧と与えるべきでないという議論はあったはずですが、それを当時の執行者はその提言を蹴って地域振興公社の社団法人化を推進し、振興公社への貸付金という結果を無理強いしたのだと思います。責任の所在の曖昧な社団法人を推進したのは理由があったとは思いますが、その理由は私にはわかりません。役場には役場の論理があるとは思いますが、いつまでもそれが通用することはないと思います。入り口で間違った振興公社のことは、現役の役場職員がきちんと改めてほしいと思っております。入り口は間違っても正しい出口は選べるはずですが、現執行者は、出口の方法を模索しているのかもしれませんが、過去の誤りは謝罪し

て改めるべきだし、引きずってはいけないことだと思います。次の年度までは、ぜひ明快に解決方法を明示してほしいと思います。

さらに歳出では、農林系放射性物質処理についてでございますが、そもそも放射能には耐性がない私でございますが、焼却はやめてほしいと願う1人でございます。農地へのすき込みも歓迎する処理方法ではありません。それがベストの方法なら、10年も放置して何もなかったような感じでご立派な自説を主張している方々はどう説明するのでしょうか。それ以外の方法があるにもかかわらず、費用がかかり過ぎるとか、現実的ではないとか、理由にならない主張を声高らかに述べられますが、水俣病のことをご存じでしょうか。当時その流域では、後で水俣病と言われる、様々な症状が出ていたんです。それが国と原因会社、チッソが原因だったと裁判が結審して、その結果、賠償が確定いたしました。神通川のイタイイタイ病も同じ構図です。目に見えない放射能を相手にする場合、何を基準にそれを回避する行動をするのでしょうか。数少ないまでの公的な計測を信ずることが、最後のとりでになります。私たち住民は、地元自治体の発表を信じて従うことしか、身を守るすべはないのです。国の都合で変わる施策に、翻弄される末端の怒りはどこにぶつければいいのでしょうか。とにかく自分の身を守るのは自分だと現政権も言っていますが、これが国家ですか。他の国とどこが違うのでしょうか。

以上が、今回の予算書を目にしての私の反対の理由となります。以上です。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和4年度涌谷町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第19号 令和4年度涌谷町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第20号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第20号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第21号 令和4年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第21号 令和4年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第22号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第22号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計

予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第23号 令和4年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第23号 令和4年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第24号 令和4年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第24号 令和4年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第25号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第25号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第26号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第26号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程の追加について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

町長から、議案第28号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第29号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例、議案第30号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第32号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第15号）、議案

第33号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業勘定特別会計予算（第5号）、議案第34号 令和4年度涌谷町一般会計予算（第1号）、以上7案件の追加提案がありますので、これを、追加日程第1から第7として日程に追加し、順番を変更して直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第34号を追加日程第1から第7とし、順番を変更して直ちに議題とすることに決しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎追加日程第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第1、議案第28号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） おはようございます。

お疲れのところ、追加議案をお諮りいただけますこと感謝申し上げます。

それでは、議案第28号の提案の理由を申し上げます。

平成31年度から、財政再建の計画の一つとして減額してきております特別職の給与につきまして、令和4年度も引き続き減額いたそうとするものでございます。また、昨年8月の人事院勧告に伴い、期末手当の算出割合の引下げを行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案書1ページ、新旧対照表につきましては1ページ、3月会議追加資料として資料6を、配付させていただいております資料6については、1ページとなります。

議案第28号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、涌谷町財政再建計画を踏まえまして、町長、副町長、教育長、病院事業管理者の給与の減額を行うものでございます。これまで、給与の減額を行っておりましたが、令和4年3月31日をもって減額期間が終了することから、今回新たに令和4年4月1日から令和5年3月31日までを継続期間として行うとともに、昨年8月に行われました人事院勧告を踏まえ、国家公

務員等の給与改定の内容に合わせまして、特別職の職員の期末手当の支給割合を0.1月分引き下げるとともに、昨年12月に引下げ予定としておりました相当分につきまして、今回、令和4年6月の支給の際に減額を調整しようとするものでございます。

3月会議追加資料、資料6の1ページをもって説明させていただきます。お聞きください。

今回の人事院勧告の内容を説明するに当たりまして、表左側、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要でございます。その下、人事院におきましては、令和3年8月に勧告を行いまして、官民比較に基づきまして一般職の国家公務員のボーナスを引き下げするという改定を国会及び内閣に行っております。なお、その際、月例給におきましては、改定の必要なしとされております。

今回、政府におきまして、人事院勧告どおりの実施について閣議決定が行われているところでございます。

改正の概要でございます。

一般職の場合でございますが、特別職、特別給、ボーナスの改定でございますが、国家公務員の給与改定に合わせまして、一般職の職員の期末手当の支給割合を年間の4.45月から0.15月分を引下げ、4.30月分とするものでございます。

同じく指定職員につきましても、年間3.35月分から0.10月分を引下げ、3.25月分とするものでございます。

また、令和3年度におきましては、町の給与改定的前提となります国家公務員給与法の改正につきまして、国の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策等との全体的な関係から例年11月に行われる同法の改正が見送られまして、現行の支給月数による12月の期末勤勉手当を支給することとなりました。

11月24日の閣議におきましては、令和3年度の引下げに相当する分額を、令和4年6月の特別給、ボーナスのほうから減額することとされておりました。

その下、特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律の概要であります。今回の本条例案の参考となるものでございます。

こちらにつきましては、改正の概要といたしまして一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の国家公務員の給与を改定するとされております。

改正の概要でございますが、特別給、ボーナスにつきましては、一般職の国家公務員の給与の改定に準じ改定するものとされております。

内容といたしましては、特別給を3.35月分から3.25月分に0.10月分を引下げするものとなっております。併せて、一般職同様に、令和3年12月の支給の際に調整が行われなかった引下げ相当分につきましては、令和4年6月の特別給、ボーナスから減額するものとなっております。

右の表をご覧ください。

上段につきましては、令和3年度の期末勤勉手当の支給月数を示したものでございます。中段につきましては、令和4年度の改正後の支給月数を示させていただいたものでございます。下段につきましては、今回、令和4年6月に支給する際に、先ほど申し上げました令和3年12月分に支給される相当分額の減額について調整をするものという表となっております。

一番上、令和3年度におきましては、町長等におきましては、期末手当、年間におきましては、3.35月となっておりますが、中段、町長等におきましては、0.1月分を引き下げまして、3.25となるものでございます。

また、令和4年度におきましては、0.1月分を減額した後、6月分と12月分に平準化を図り、それぞれ月数としては、1.625月分ずつとなるものでございます。

下段、今回、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置分でございますが、先ほど申し上げました0.1月分の額、令和3年度相当分を今回、令和4年6月に引き下げるといたしまして、今回支給される6月分の支給の期末手当から167.5分の10という金額を調整するものとなっているところでございます。

議案書にお戻りください。

第1条におきましては、町長等の今回の支給に合わせまして支給月分を0.5か月ずつ引き下げるという形で、合わせて0.1月分を引き下げるための数値のほうを示させていただいております。

附則に次の3項を加えさせていただいております。

新たな附則といたしましては、令和4年度に給与月額等の減額等といたしまして、先ほど申し上げました町長等の給与の減額について、それぞれ、町長におきましては20%を減額し、副町長においては10%、教育長及び病院事業管理者におきましては5%をそれぞれ給料から減額するというものを第30項に追加させていただいております。

続いて、31項につきましては、ただいま説明申し上げました令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、その引下げする調整額とその対象となる職員について定めさせていただいているものでございます。

32項につきましては、規則への委任といたしまして前条に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとして加えさせていただいております。

また、附則として、この条例は公布の日から施行すると定めさせていただくものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎追加日程第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第2、議案第29号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用に関する条例を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤積雄君） 議案第29号の提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年8月の人事院勧告を受け、一般職及び特定任期付職員の期末手当について、算出割合をそれぞれ引き下げるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案書におきましては、3ページから4ページ、新旧対照表については2ページから3ページ、資料につきましては、ただいま説明申し上げました資料6の1ページとなります。

さきの説明同様、追加資料をもってご説明申し上げます。

資料6の1ページをご覧ください。

左側の表につきましては、先ほど説明申し上げましたので、省略させていただきます。

右側の表でございます。

今回、上段におきましては、令和3年度の支給状況といたしまして、指定職職員、職員の（再任用以外）、職員の再任用分について、今回規定させていただくものでございます。

指定職員につきましては、中段、令和4年度におきましては、人事院勧告におきまして、0.10月分、職員につきましては、職員再任用以外につきましては、0.15月分、職員の再任用につきましては、0.10月分の減額を行うものと定めさせていただくものでございます。

また、下段におきましては、先ほど申しました令和4年6月に支給される期末手当において調整される率を、それぞれ、指定職の職員におきましては、167.5分の10、涌谷町職員の再任用以外につきましては、127.5分の15、職員の再任用につきましては、72.5分の10をそれぞれ減額させていただくものでございます。

議案書にお戻りください。

第1条、第2条につきましては、ただいま説明申し上げましたそれぞれの支給月数について調整する規定を記載させていただくものでございます。

附則でございます。施行期日としていたしまして、第1条、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2条といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして規定し、さきにご説明申し上げました調整額と、調整対象者となる職員について定めさせていただいております。今回調整の対象となります職員につきましては、令和3年12月の特別給、ボーナス等の支給対象となった職員と、かつ、令和4年6月に支給対象となる職員となります。そのため、4月に採用される新規採用職員等については含まれず、また、退職後再任用職員として継続した職員以外の退職者は含まれないこととなるところでございます。

第3条でございます。

規則への委任といたしまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定め

るとして規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎追加日程第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第3、議案第30号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第30号の提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年8月の人事院勧告を受け、会計年度任用職員の期末手当について、算出割合をそれぞれ引き下げるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第30号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書につきましては5ページ、新旧対照表につきましては4ページ、資料につきましては同じく資料6の3月会議追加資料の1ページ目となります。資料をもって説明申し上げますので、1ページ目、左側、右側の表となります。

上段、令和3年度の支給状況の表の一番下にあります会計年度任用職員の支給、6月分、12月分の、それぞれ合わせまして、年額といたしましては、1.9125月分となっております。

令和4年度、同じく、表中の一番下にあります会計年度任用職員につきましては、今回、2.40月分となっております。対前年比1.20875月分の増額となっております。

この増額の理由といたしましては、これまで会計年度任用職員の創設に伴いまして、経過措置として期末手当について調整させていただいておりますが、今年度からその満額を支給することにより、増額するものとなっているところでございます。その人事院勧告を踏まえて、今回増額することになっているところでございます。

また、一番最後の下段でございますが、こちらにつきましては先ほど申しました令和4年6月に支給する期末手当の特例措置を規定させていただいておりますのでございまして、今回、同じく12月の支給対象者で、かつ、6月に支給される方については、95.625分の11.25月分を減額しようとするものでございます。

議案書にお戻りください。

附則に第1項、次の項を加えるものでございます。

附則として、第4項を加えさせていただきまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、ただいま説明申し上げました減額につきまして、一般職の例による涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に準じまして、その減じる率につきまして、先ほど申し上げました95.625分の11.25月分についてを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎追加日程第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第4、議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第31号の提案の理由を申し上げます。

本案は、病院事業職員の特殊勤務手当について、職員の特殊勤務手当に関する条例及び涌谷町国民健康保険病院事業職員の給与に関する規定に、それぞれ規定されておりますことから整理を行い、条例の改正をするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） それでは、議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書6ページになります。

この条例につきましては総務課所管となっておりますが、今回の改正では、病院事業職員に関わる内容の一部改正でありますので、総務管理課から説明させていただきます。

病院事業職員の特殊勤務に関する条項は、今回の一部改正をお願いいたします職員の特殊勤務手当に関する条例及び総務管理課所管の涌谷町国民健康保険病院事業職員の費用に関する規定の2か所にそれぞれ規定されております。病院事業につきましては地方公営企業法の全部適用にて運営しておりますので、今回、条例にあります病院事業職員に関する条項を削除するとともに、規定に移行し、整理するものでございます。

新旧対照表、5ページをお開きください。

第2条第1項第3号において、特殊勤務手当の種類において、病院事業の項目を削除するものです。

第5条において、病院事業の業務に従事する職員の特殊勤務手当についての条項及び、表について削除するものになります。

議案書6ページにお戻りください。

附則です。この条例は令和4年4月1日から施行するものとしております。

条例改正の説明といたしましては以上となりますが、同時に、規程の一部改正につきましては、条例で削除いたしました条項規定に移行するとともに、新たに新規入院患者手当として医師に対し主治医となる新規入院患者1人当たり5,000円を支給する特殊勤務手当を創設することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 何かそっくりそのまま移行するという説明、そういうことなんですか。今ここで決めているやつを新しいものにそっくりそのまま移行するというに理解してよろしいんですか。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） そうですね。ただいまの質問にお答えいたします。

条例にありますこの病院事業職員に関する特殊勤務手当について、そっくりそのまま病院事業のほうの給与に関する規定のほうに移動して、あと新たに1つ追加するという形になります。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと私も確認させてください。

条例案であれば当然、議会の議決等必要だと思うんですけども、規定になれば、ある程度管理者なり任用者の権限で額等は決められると思うんですけども、その辺は、なぜ条例から外さなくちゃいけない、その理由をもう少し詳しくお願いできないでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） 条例のほうは涌谷町、地方公務員法にあります涌谷町の職員として規定されております。病院事業につきましては公営企業法の職員ということで規定のほうに定めるべきと判断いたしまして移行しようと、そして整理しようとしたものでございます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 移行するのは別にいいんですけども、ただ、縛りというか、結局条例であれば議決が必要、それから規定であれば中で規定だから自由に任命権者が決められるということになるんですけども、だからそんなにこう緩くというか、そういう表現悪いですけれども、やはりある程度この辺は逆に規制をかけておいたほうが私はいいのかなと思うんですけども、ちょっとその辺がいま一つこう、条例から規定にする理由が理解できないんですけども、確たる条例、規定じゃないと駄目だというのはないんじゃないですかね。やりやすいから規定に変えるんだという感じしか取れないんですけども、いかがですか。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） 説明でも申し上げましたとおり、条例にも特殊勤務手当、病院事業に関する特殊勤務手当が規定されているのと同じです、あと、規定のほうにも同じく特殊勤務手当が規定されています。病院事業につきまして全部適用でやっておりますので、本来であれば規定のほうに全て載せるべきと判断しております。そのため今回整備するというふうを考えております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 大本は、条例にはそのまま残すということはないんですよ。全部とにかく2つあるから一つにまとめるっていうことは分かりました。ただ、条例から規定に変えるということは、そちらのほうがいいという理由がちょっと分からないんですけども、ただ、私思うにはですよ、さっきも繰り返しになりますけれども、やりやすいことはやりやすい、規定だから、内部規定だから、内側でも決めればいいということになるんですけども、それ、そうするとやはりこう、任命権者なりの裁量が大きくなるわけだね。だから、何て言うんですかね、任命権者の気持ち一つで、額が上がったり下がったりすることが、あると思うんですよ。だからその辺を規制するためにある程度条例できちっと決めておくことが必要だと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（後藤洋一君） 吉名事務長。

○国民健康保険病院事務長（吉名正彦君） それではお答えさせていただきます。

やはり一番考えた点と申しまして、やはり全部適用っていうところで、やっぱり管理者の選任事項と申しますか、その辺はやはりある程度、優先的に考えていきたいということも、1つの点でございました。そういったところで、今回、2つございましたところに、1か所に、病院のほうの規定のほうに移させていただいたということを考えてございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番佐々木敏雄君。反対ですか、賛成ですか。（「反対」の声あり）反対討論お願いします。

○4番（佐々木敏雄君） この条例案については、任命権者の裁量権を拡大して、裁量は確かにいいとは思いますが、できるとすればある程度金額を決めるなり、上限を決めるなり、そういう決め方をすべきであって、単なる規定に載せて、任命権者が変わると金額が変わることも当然考えられますので、そのような条例改正は、すべきではないと思います。よって、反対いたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第31号 職員の職務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は11時5分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎追加日程第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第5、議案第32号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第32号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ201万6,000円を増額し、総額を84億5,647万4,000円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入の国庫支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業費の増加に伴い、増額いたすものでございます。

次に歳出でございますが、民生費におきまして、新型コロナウイルス感染者増加に伴い、食糧支援事業を、感染または濃厚接触の認定により自宅待機を余儀なくされている方への支援を拡大いたすものでございます。

教育費におきましては、GIGAスクールで使用する各機器の年次更新を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第32号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第15号）、2ページをお開きください。

第2表、繰越明許費になります。

年度内に事業が終わらない見込みであることから、地域防災計画更新事業につきまして、594万円明許繰越をお願いするものでございます。本来であればさきの補正予算で計上しなければならないところ、計上漏れとなり、大変申し訳ございませんでした。

続いて、歳入になります。

6ページ、7ページをお開きください。

16款2項1目1節⑩新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金201万6,000円の増につきましては、歳出の財源となります。

続いて歳出になります。

8ページ9ページをお開きください。

終わります。

○福祉課長（木村智香子君） 3款民生費1項1目細目2社会福祉事務経費12節委託料70万円の増額は、涌谷町社会福祉協議会に委託して実施しておりますコロナ禍における生活困窮世帯に対する食糧支援のお福分け事業の増額でございます。今回、町内における新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、濃厚接触者も増加していることから、社会福祉協議会からのご提案で、自宅待機者等への世帯の食料配達を行っております。今日現在で60件となっており、年度末までの見込額を増額いたすものです。提供を受けたご家庭からは、感謝の言葉をいただいているとの報告を受けております。

財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 10款教育費1項2目細目11GIGAスクール経費12節①委託料、タブレット端末年次更新業務委託料で、131万6,000円の増額をお願いするものでございます。

こちらにつきましては、現在、中学校3学年の生徒が使用しておりますタブレット、それから、小学校6学年の児童が使用しているタブレット端末、合計220台につきまして、それぞれ新入学、新しく入学する1年生の児童生徒が新年度から使用できるよう、更新業務を行うものでございます。

更新の内容につきましては、端末の初期化、また、アプリケーションの登録、通信設定などとなっております。

財源につきましては、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

今回、業者からの見積り徴収が遅れたことなどから追加議案となりまして、大変申し訳ございませんでした。

なお、町内小中学校におけるGIGAスクール事業の進捗状況でございますが、全学校におきまして授業で活用を行っておりますほか、家庭への持ち帰りにつきましても全ての学校で実施しております。また、新型コロ

ナウイルス感染症の影響により学級閉鎖などとなった場合につきましても、タブレット端末を持ち帰らせ、課題を与えるなど、活用を図っておるところでございます。

令和4年度に向けましては、町内三つの小学校共通の学年別年間指導計画に沿って活用を進めることにより、学校での進捗にばらつきが出ないように取り組んでまいりたいと考えております。

終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 財政課長、ごめんなさいで説明したんですけれども、繰越明許費、本来なら前回の3月補正のとき載せるべきだったものということなんですけれども、この事業の進め方がどうにもですね、調べれば調べるほど疑問といたしますかですね、何でもこういうことをやるのかというのは全然理解できない。昨年9月で1,000万の補正予算で、予算を取りました。そのときの説明で、結局いろんな統計数字とか変わっているので、よその市町村も変えているので、もううちも防災計画を直さなければならない。ただ、いろんな計画あるんですけれども、ほとんどは総合計画の中に入っていて、そして実施計画があって、そして年次でこうやっていつている。ところが、これに関しては、総合計画に文言は入っていません。ただ、町長の施政方針にもなくて、年度途中にいきなり出てきた事業というですね、その結果、3月で400万の減額と、1,000万予算取って400万減額するというね、こんな数字も事前に他市町村でどのくらいでやっているとか、他市町村の状況、どこが直したのとかその直すのにどれくらい、私はあのとき自前でできませんかっていうことを言ったんですよ。統計数字変わってれば統計見れば分かることなから。だから、大きく変わるところって何なのというのがなかなか分からない。あんな分厚い計画書、それを仕方ないからやらざるを得ないんだろうと、国県の指導か何か分かりませんが、ただその結果、400万の減額というですね、60%ぐらいしか、お金はどうせ国から来るんだし、そのことによって町民に大きな迷惑かけたことではないからいいことだと言えばそれまでかもしれませんが、でも、仕事の進め方として、いかがなことか。その反省とか、検証の跡が見えないまま、今年度、ちょっと名前が変わるんですけれども、事業継続計画作成業務委託料で763万4,000円を計上しているんですけれども、これも総合計画の実施計画の中にもありませんし、もちろん町長の施政方針にもありませんでした。そういうのがこうポッコリ出てくるっていうことはですね、なかなかイメージできないんですけれども、事業継続計画というと、各課の事業を災害が起きた場合、どう継続していこうかという計画なのかなと、私の感じですよこれ。間違っていたらごめんなさい。でも、そういうことだったら各課でつくれるのではないかと。いざ災害が起きたときに、災害対策本部をつくって、何をしなければならないかというのは、職員がまず現地とかですね、道路とか橋とか、破損しているのは当然調べなきゃないだろうし、個人の民家については個人が災害あったよと町に申請書とか出してくるからそれは分かると思うんですけれども、そういった業務、あるいはその避難しなければならないときには避難所へのその職員の配置とかですね、そういう一時的な決まり切ったことというのは、ずっとやってきていることだから、改めてこうやらなくても分かるんです。ただ、ルーチンでどうしてもやらなければならない業務というのは、災害が起きても、例えば死亡届を出すとかですね、病院に行かなきゃない人、診断受けなきゃない人とかあるいはその介護、誰かの手を借りなきゃ生活できない人たちには、介護が災害があろうか何があろうかやっぱ行かななければならないということですね。そういう命とか、そういった人の手を借りなければ生活できない人のことはやっぱ、災害が起きたからって、や

めるわけにはいかない。じゃあ、事業の継続というのは何なのかということ、なかなかこうイメージできないんですけどもね。ただ道路壊れたからその先に何かの事業をやるつもりだったのが、道路壊れたために、期間が延びるよって、それは各科で分かることじゃないですか、自分たちが仕事をしているのだから。災害が起きたためにこれは遅れるって、それは地域住民だって理解できると思うんですけども、なんかこの進め方といいますかね、ちょっと話が……。〔「８番、少し簡単をお願いします」の声あり〕あっちこっち行っちゃいましたけれども、どうして、この繰越明許してこれまだ次計画ができていないんですよね。繰越明許するというのは。それができてからでもその事業の継続的計画策定事業というのはよろしいんじゃないかと思う、763万4,000円と、きちんと1000円単位で端数がついているというのも、なかなか理解できませんがその辺はどうなんでしょう。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 地域防災計画になりますが、こちらのほうは災害対策基本法におきましてうたわれております市町村において整備しないといけないということで、その中には、防災基本計画に基づきまして、当該市町村の地域における市町村の地域防災計画については、毎年、市町村地域防災計画で検討を行い、改正が必要であると、修正しなければならないとうたわれているところでございます。また、都道府県の地域防災計画と抵触する、あるいはそういう改正に伴って、そういう際にも、当然、見直しを行い、計画、修正を行ってこなければならないというものでもございます。災害でございますので、いろいろなケースを踏まえながら、見直しをしていかなきゃならないというものでございました。ただ、現在の計画書につきましては、時々、ときに、宮城県の防災計画とすり合わせを行いながら修正を行っているところもございましたが、また、抜けるようなところもございまして、これを修正するには非常に時間と労力を必要とするということで、今回、その文言の整理も含めまして整理を行おうとしているものでございます。

また、今回については、さきの、昨年の宮城県に直撃する台風などございまして、災害の対応が大きく変わってきていると。また、コロナウイルス感染拡大のなどを踏まえながら、そういったことも要素も組み込まないといけないということで、ほぼ本来であれば毎年行いながら軽微な修正を重ねて本来の計画にし、つくり上げていくというものでございましたが、今回についてはそれがちょっと成り立っておりませんでしたので、修正をさせていただくというところでございます。

また、各段取りにおきましてどのような形で計画的に進められているかというところで、先ほど、総合計画、あるいは何にもうたわれていないというところでございました。本来、日々の軽微な修正の積み重ねということもございまして、本来、今回の総合計画の後期計画にもありますように、防災安全性の向上に本来は該当するものと思っております。その中に地域防災計画の体制の強化という項目もございました。日々の小さな修正の積み重ねということで、本来であれば地域防災計画の見直しという案件には該当するものと、該当しないと、軽微だという形で進めてしまっていたところでございますが、今回については、やはりこちらの計画に沿うものであるということで、今後につきましてはこの総合計画の項目の中に組み込みながら進めていきたいと思っております。

他の計画につきましても、地域防災計画とのすり合わせをしながら、日々、見直しをしていかなければならないという計画でもございます。

先ほど言いました地域防災体制の強化というところに、今後、各種計画を位置づけながら、今回実施計画など抜けている部分がありましたので、こちらのほうについては進捗管理もしっかりさせていただきながら、報告させをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 議長から、答弁者、質問者もそうですが、簡潔明瞭に質問なり答弁をしてですね、納得のいくような答弁をよろしくお願ひしたいと思います。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） おおむね分かったんですけども、今後は基本計画、総合計画の基本計画の中で入れていくというのは当然だと思うんです。例えば、災害対策基本法で決まっていますが、例えば国土利用計画としての本法があって、それは町村でつくらなきゃならないというので、総合計画の中に国土利用計画とかと入ってくる。それは、上のほうで決まっているやつで、やっぱり市町村がやらなければならないのは、やはり総合計画の中にきちんと位置づけていくべきで、それ、位置づけると言っているから、それは了解しました。

ただ、一つ最後に言った事業継続的計画作成業務委託料でですね、だからまだ、防災計画ができていないのに、それができてそれに照らし合わせて事業継続というのを見直しするのか。この金額も763万4,000円というですね、今から委託しようとするやつを何でこう、きちんとその端数までつけて予算計上になるのかというのは、その辺はどうなんでしょう。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 業務継続計画につきましては、やはり、各団体ごとの特殊性が出るということでございます。事業がいろんな形で継続するためには、人口とかあるいはその避難所の状況とか、そういうことでいろんな検討する要素が各自治体で違うというところがございます。現在、今回見積りを出させていただいたところは、今回、防災計画の見直しを進めているところの資料なりも参考にさせていただいているところでございます。そのすり合わせをさせていただきながら、災害時の業務運営などをきちんと行えるよう、防災計画のすり合わせも進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 何か今の答弁何かよく分からないんですが、各団体って何です。イメージできないんで、事業継続って、これ町の事業の継続を災害があったときどうしようか、どう継続していこうかという計画でないんですか。ほかの団体の事業なの。ちょっと、何かその辺の答弁が。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 国で示させていただいております業務継続計画作成ガイドというのがございます。その中におきましては、例えば、首長不在、あるいは職員の不在、その部署の不在の職員の対応をどうするのかとか、例えば、庁舎が使えなかった場合どうするか、あるいは避難所の運営についてどのような形で対応するのか、あるいは電気、水、インフラが全部整えないときはどうするのかとか、また、今現在であれば、コロナ禍の中での職員の不在、あるいはこれに併せて避難、災害時とコロナの対応時とときについての複合の災害についてどう対応するかとか、そういうことが挙げられるかと思ひます。先ほど他の団体というのは、同じ条件での計画にはなり得ないので、涌谷町の特性に合わせた計画を今後ずっとつくり上げていくということで、金額としてそういうことを踏まえて、金額を見積りを取っているということでの説明でございました。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 3回で終わりにします。ほかにございせんか。4番、佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 教育費、GIGAスクールの端末の更新ですけれども、中3、小6で220台という説明ですけれども、これ、使い方として、学年が上がることに、個人が持っているのを持ち上がりじゃなくて、学年ごとに使用するということであれば、何か更新する必要もないのかな。足りないのであれば、購入とかって必要かもしれませんけれども、1年生は今1年生いるわけで使用しているんだと思うんですけれどもね、それがまるっきりこの内容が変わるのであれば別ですけれども、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） はい、お答えいたします。

今現在1年生から5年生までの児童につきましては、そのまま持ち上がりでのタブレットの使用をいたします。卒業する6年生の分につきましては更新しまして、新しい1年生のほうに設定をし直すという形で今のところ考えております。

終わります。

○議長（後藤洋一君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第15号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第32号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第15号）は原案のとおり可決されました。



◎追加日程第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第6、議案第33号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第33号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に、歳入歳出それぞれ6,000万円を増額し、総額を20億6,591万2,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、高額レセプトの発生に伴い、保険給付費について増額措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） ただいま、説明省略の声がありましたが、説明を省略してもよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



◎追加日程第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第7、議案第34号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第34号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,181万7,000円を増額し、総額を66億3,914万2,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、商工費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、割増商品券発行事業補助金を交付いたすほか、収入が減少している事業者へ支給金、支援金を支給するため、計上いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第34号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）の6ページをお開きください。

歳入になります。

16款2項1目1節^⑩新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,481万7,000円の増につきましては、歳入と歳出の不足した額に充当するものとなります。

終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 17款県支出金2項5目2節商工振興費補助金②新型コロナウイルス感染症対策感染症対応事業者支援市町村補助金700万円につきましては、宮城県の第3期の追加分として配分されることとなったものでございます。

次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出でございます。

7款商工費2目細目1商工業振興対策経費3,181万7,000円には、歳入で説明いたしました新型コロナ臨時交付金と新型コロナ事業者支援市町村補助金を活用し、事業を実施しようとするものです。先ほど町長の提案理由にもございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、予算措置をしようとするものです。

初めに、18節④補助交付金3,180万円でございますが、内容につきましては資料でご説明いたしますので、資料6、3月会議追加資料2ページ左側をご覧ください。

割増商品券発行事業になります。事業の概要は、前年度実施した割増商品券事業とほぼ同様の内容になります。

1、施策の目的。個人消費を促し、地域経済の活性化を図るものです。

2、総事業費は1億4,200万円となります。事業費1億3,000万円、事務費1,200万円でございます。

3、事業の実施主体と経費負担。事業実施主体は遠田商工会、町負担額につきましては、当町は1,680万円となります。

4、取扱店は、遠田商工会の会員事業所となりますが、未加入であっても加入すれば参加できるものといたします。

5、販売価格等につきましては、1セット1万円で、額面は3割増しの1万3,000円となります。

6、販売方法。地域購入セット数の上限につきましては、これまで実施した内容を精査し、今後、美里町及び遠田商工会と検討してまいります。

次に、2ページの右側をご覧ください。

第6期涌谷町事業継続支援金の概要となります。

1、施策の目的。これまでの支援内容と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に大きな影響を受けた事業者には支援金を交付するものでございます。

2、総事業費は150事業者を見込み、1,500万円とさせていただきます。

3、対象者は、資料に記載の①から④に該当する事業者となります。

4、支援交付金は、1事業者当たり10万円となります。

5、申請決期間は令和4年4月1日から令和4年5月31日までといたします。

予算書9ページにお戻り願います。

11節②手数料口座振替手数料1万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援金給付金事業補助金の振込手数料150件分を計上させていただいております。

以上で、議案第34号 令和4年度涌谷町一般会計会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。

○事務局総務班長（金山みどり君） それでは、議員提出議案の1ページをお開きください。朗読いたします。

議発第1号

令和4年3月11日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	大 泉	治
賛成者	同	杉 浦	謙 一
賛成者	同	稲 葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	佐々木	敏 雄
賛成者	同	鈴 木	英 雅

別紙

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

国の人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されるため、これに準じ、改正するものである。

また、財政再建計画の経費の見直しの項目のうち、特別職人件費の削減の一環として、議会としても引き続き

議員報酬の5%削減を行い、財政改革を進め、行財政の健全化に努めなければならないと考えるものである。

以上です。

○議長（後藤洋一君） それでは、提出者の趣旨説明を求めます。委員長。

○11番（大泉 治君） それでは、第1条において、涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年涌谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中、100分の167.5を100分の162.5に改める。

報酬の減額については、100分の5を減じた額とする。

さらに期末手当につきましては、令和4年6月に支給する期末手当の額に、令和3年12月に支給された期末手当の額に、すいません、先ほどの令和4年6月は、元いでございます。

令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額、以下この項において調整額という、を減じた額とすると、いうことでございます。

さらに附則といたしまして、この条例については、公布の日から施行する。

以上、要点を申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第11、議発第2号 「ロシアによるウクライナの軍事侵攻に対し、平和的解決を求める意見書」を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の5ページをお開きください。朗読いたします。

議発第3号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、平和的解決を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

令和4年3月11日

提出者	涌谷町議会議員	大 泉 治
賛成者	同	杉 浦 謙 一
賛成者	同	稲 葉 定
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	鈴 木 英 雅

涌谷町議会議長殿

別紙

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、平和的解決を求める意見書

2022年2月24日、ロシア政府は、ウクライナの東部地域にロシア軍を進入させるとともに、ウクライナ各地の軍事施設への攻撃にとどまらず、原発施設や民間施設へも攻撃を拡大しており、多くの市民が無慈悲に犠牲となっている。

このことから、ロシアの軍事侵攻に対する抗議集会が日本各地で開催されており、祖国を思う在日ウクライナ人を初め、我々日本国民も深い悲しみや不安に苦しんでいる。

この軍事振興は、「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」を義務づけた国連憲章に違反するものであり、戦後の平和秩序が壊されようとしていることは、決して許されるものではない。

ロシア政府は、軍事攻撃を直ちに中止し、ロシア軍の即時、完全無条件の撤退と国際法に基づく誠意ある外交を強く求めるものである。

よって、涌谷町議会は政府に対し、下記の事項について要望する。

記

- 1 憲法の下、対話外交を強め、戦争拡大の回避に最善の努力を尽くすこと。
- 2 邦人の安全確保に万全を期すこと。
- 3 ウクライナ難民の受入れ、保護に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月11日

宮城県涌谷町議会

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

防衛大臣 殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明を求めます。委員長。

○11番（大泉 治君） ただいま上程されました議発第2号、ロシアによるウクライナの軍事振興に対し平和的解決を求める意見書について、提案の趣旨説明を申し上げます。

連日、マスコミ等で報道されておりますロシアのウクライナに対する軍事侵攻、現代社会でこれが現実なのかと疑わざるを得ないような報道に、何もできない私たちに、また、自分自身に悔しさを覚えるものであります。誠に自分勝手であり、ウクライナの軍人、一般市民、ましてやロシア、自国の兵隊も含む数え切れないほどの命を無駄に失っております。このような戦争は、即刻やめさせるべきであり、助けてください、声を出してくださいとの呼びかけに、せめて私たちは人道的観点から、また、この日本に住む住民を代表して議会から声を出さなければという強い思いになりました。日本政府は、既に様々な対策を取っておるようではございますが、当議会としてできることは、微力ながら、意見書という形で声を出して国に提出し、早期の平和解決を祈るばかりであります。

以上、申し上げ、趣旨説明に代えさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（後藤洋一君） これにて提出者の趣旨説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号 「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、平和的解決を求める意見書」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、平和的解決を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

◇

◎請願・陳情

○議長（後藤洋一君） 日程第12、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情はお手元に配付した請願・陳情表のとおりでございます。

令和3年陳情第6号 母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、令和4年陳情第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める意見、このことについては、配付といたしましたのでご了承願います。

◇

◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会3月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日3月12日から12月28日までの292日間を休会といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、明日3月12日から12月28日までの292日間を休会とす
ることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 散会に当たり、私のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

3月3日から本日11日までの9日間、本当にご審議を賜り厚く御礼を申し上げます。しかしながら、このよ
うに、まだまだ新型コロナウイルス感染症の拡大により、思うような、議員の皆様におかれましても、行動活動
ができないような状況ではございますが、一人一人がお互い危機感を持って進めていただきたい。このように
思いまして、本日これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時49分